

公益社団法人福山市シルバー人材センター
個人情報保護規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福山市個人情報保護条例（平成2年福山市条例第24号）の趣旨に基づき、個人の尊厳に係る市民の基本的人権を擁護するため、公益社団法人福山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における個人情報の保護に関して必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、センターに個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報が保管されている者をいう
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、文書、図面、写真、フィルム、磁気ディスク及び磁気テープその他一切の媒体に記録されるもの又はされたものをいう。ただし、法人に関して記録された情報に含まれる当該法人の役員に関する情報を除く
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(職員の責務)

第3条 個人情報の収集、保管又は利用（以下「収集等」という。）を行うセンターの職員は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(収集等の原則)

第4条 センターは、個人情報の収集等に当たっては、その業務の正当な目的達成に必要な最小限の範囲（以下「収集目的の範囲」という。）で適法かつ公正な手段により行うものとする。

(収集等の制限)

第5条 センターは、次の各号に掲げる個人情報の収集等を行わないものとする。

- (1) 個人の思想、信条、宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となり得る諸事実に関する事項
- (3) その他基本的人権を侵害するおそれのある事項

2 前項の規定にかかわらず、当該個人情報が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、その収集等を行うことができる。

- (1) 法令の定めがあるとき
- (2) その他業務執行上必要があると認められる場合で、所定の個人情報収集等禁止事項収集決定票に記録されたものであるとき

3 前項第2号の規定による個人情報収集等禁止事項収集決定票への記録は、センターが理事会総務委員会の意見を聴いた上で行うものとする。

(直接収集)

第6条 センターは、個人情報を収集しようとするときは、当該個人情報の帰属する者（以下「本人」という。）から直接収集するものとする。

2 前項の規定により個人情報を収集しようとするときは、次の各号に掲げる事項を本人に明示するものとする。

- (1) 個人情報の収集目的
- (2) 収集しようとする個人情報の項目
- (3) 個人情報の記録の形態
- (4) 個人情報の収集に応じない場合の不利益に関する事項
- (5) その他別に定める事項

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令の定めがあるとき
- (3) 人の生命、身体、財産その他の利益に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (4) 公表された事実であるとき
- (5) その他業務執行上必要がると認められる場合で、所定の個人情報本人以外収集決定票に記録されたものであるとき

4 前項第5号の規定による個人情報本人以外収集決定票への記録は、センターが理事会総務委員会の意見を聴いた上で行うものとする。

5 本人以外のものから個人情報を収集するに当たって、本人の同意を得ようとするときは、第2項各号に掲げる事項を本人に明示するものとする。

6 第3項第3号又は第5号に該当するものとして本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知するものとする。ただし、当該個人情報の性格上本人に通知することがなじまないと認められる場合で、所定の個人情報本人以外収集決定票に通知を省略する旨が記録されたものであるときは、この限りでない。

7 前項本文の規定による本人への通知は、書面により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、口頭によりこれを行うものとする。

8 申請行為その他これに類する行為によって、センターが個人情報を収集したときは、本人から直接収集したものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第7条 センターは、次の各号に掲げる場合を除き、収集目的の範囲を超えた個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又はセンター以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）は行わないものとする。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令の定めがあるとき
- (3) 人の生命、身体、財産その他の利益に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められるとき

- (4) 公表された事実であるとき
 - (5) その他業務執行上必要があると認められる場合で、所定の個人情報目的外利用決定票又は個人情報外部提供決定票に記録されたものであるとき
- 2 前項第5号の規定による個人情報目的外利用決定票又は個人情報外部提供決定票への記録は、センターが理事会総務委員会の意見を聴いた上で行うものとする。
 - 3 センターは、個人情報の目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）を行うため本人の同意を得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を本人に明示するものとする。
 - (1) 個人情報の外部提供の相手方
 - (2) 個人情報の利用目的
 - (3) 目的外利用等を行う個人情報の項目
 - (4) 目的外利用等を行う個人情報の記録の形態
 - (5) 個人情報の目的外利用等を行うことに同意しない場合の不利益に関する事項
 - (6) その他別に定める事項
 - 4 個人情報の外部提供を受けようとする者は、センターに対し、書面により申請しなければならない。ただし、センターがやむを得ないと認めるときは、口頭で申請することができる。
 - 5 センターは、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請を認めるかどうかを決定し、決定の内容を当該申請をしたものに対し、通知するものとする。
 - 6 センターは、第1項第3号又は第5号に該当するものとして個人情報の目的外利用等を行ったとき、又は行うときは、その事実を本人に通知するものとする。ただし、当該個人情報の性格上本人に通知することがなじまないと認められる場合で、個人情報目的外利用決定票又は個人情報外部提供決定票に通知を省略する旨が記録されたものであるときは、この限りでない。
 - 7 前項の規定による本人への通知は、書面により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、口頭によりこれを行うものとする。
 - 8 前6項の規定にかかわらず、目的外利用等についての手続が別に定められている場合は、その定めるところによる。
 - 9 センターは、個人情報の目的外利用等を行ったときは、所定の目的外利用記録票又は外部提供記録票を作成し、これらを3年間保存するものとする。

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第7条の2 センターは、特定個人情報の目的外利用を行ってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、センターは、人の生命、身体、財産その他の利益に対する危険を避けるため緊急やむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報の目的外利用を行うことができる。ただし、特定個人情報の目的外利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとみとめるときは、この限りでない。
- 3 センターは、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供を行ってはならない。
- 4 前条第3項及び第4項の規定は、特定個人情報の目的外利用を行う場合について準用する。

(外部提供の条件)

第8条 センターは、個人情報の外部提供を行うときは、その利用期間及び次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。ただし、当該個人情報の外部提供を受ける者における利用目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 個人情報の秘密の保持に関する事項
- (2) 利用目的の範囲を超える個人情報の利用の禁止に関する事項
- (3) 外部提供を受けた者以外のものへの個人情報の提供の禁止に関する事項
- (4) 利用期間終了後又は利用目的達成後の個人情報の取扱方法に関する事項
- (5) 事故発生時の報告義務に関する事項
- (6) 立入調査に応ずる義務に関する事項
- (7) 損害賠償に関する事項
- (8) その他個人情報の保護に関し必要と認める事項

(外部委託の手續)

第9条 センターは、個人情報の処理に関する業務を委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を当該委託に関する契約書に明記するものとする。

- (1) 個人情報の秘密の保持に関する事項
- (2) 委託業務の範囲を超える個人情報の利用の禁止に関する事項
- (3) 第三者への個人情報の提供の禁止に関する事項
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 委託期間終了後又は委託業務終了後の個人情報の取扱方法に関する事項
- (6) 事故発生時の報告義務に関する事項
- (7) 立入調査に応ずる義務に関する事項
- (8) その他個人情報の保護に関し必要であるとセンターが認める事項
- (9) 前各号に掲げる事項に違反した場合における契約の解除の措置及び損害賠償に関する事項

(適正管理)

第10条 センターは、個人情報の保護を図るため個人情報保護管理責任者を定めるとともに、個人情報の適正な維持管理のため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報の正確性及び最新性を確保すること
- (2) 個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること
- (3) 個人情報の漏えいを防止すること

2 センターは、個人情報が不要になった場合は、当該個人情報を焼却、裁断その他適正な方法により速やかに廃棄し、又は消去するものとする。

3 第1項に掲げる個人情報保護管理責任者は、事務局長の職にあるものをもって充てる。

4 個人情報保護管理責任者は、個人情報の収集等に関する事務を掌握するとともに、個人情報の保護に関し所属する職員を指揮監督しなければならない。

5 センターは、個人情報の収集等を行う職員に対し、個人情報の保護に関する意識の向上を図るため、研修を行うものとする。

(開示の請求)

第11条 市民は、センターに対し、自己の個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下第23条まで同じ。）の開示（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 センターは、前項の規定により開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、次項に掲げる場合を除き、開示請求をした者に対し、当該開示請求に係る個人情報を開示するものとする。

3 センターは、第1項の規定による開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示しないことができる。

(1) 本人の評価、選考に関するものであるとき

(2) 医療に関する診断、判定等で本人に知らせないことが正当であると認められるとき

(3) その他開示することにより、業務の執行の妨げになると認められる場合で、所定の個人情報不開示決定票に記録されたものであるとき

4 前項第3号の規定による個人情報不開示決定票への記録は、センターが理事会総務部会の意見を聴いた上で行うものとする。

(訂正の請求)

第12条 市民は、センターが保管する自己の個人情報に誤りがあると認めるとき、又は不完全であると認めるときは、センターに対し、当該個人情報の全部又は一部の訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第13条 市民は、センターが収集目的の範囲を超えて、又は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると思料するときは、センターに対し、当該個人情報の全部又は一部の削除を請求することができる。

(1) 第6条第1項から第3項まで又は番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保有されているとき

(2) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(中止の請求)

第14条 市民は、センターが第7条第1項若しくは第3項又は第7条の2（同条第4項にあっては、第7条第6項を準用する部分に限る。）の規定に違反して自己の個人情報の目的外利用等を行っているとき、又は行うおそれがあると認めるときは、センターに対し、その中止を請求することができる。

(請求による一時停止)

第15条 センターは、前3条の規定による請求があったときは、当該請求に対する決定をするまでの間、当該個人情報の利用又は外部提供を一時停止するものとする。ただし、一時停止によって業務の執行に著しい支障が生ずると認められる場合は、この限りでない。

(請求の手続)

第16条 第11条第1項の規定による開示請求は、免許証、許可証、身分証明書、旅券、健康保険等の被保険者証、住民票の写しその他本人であることを証する書類を

提示又は添付して本人であることを明らかにし、所定の個人情報開示請求書により行うものとする。

2 第12条の規定による訂正の請求、第13条の規定による削除の請求又は第14条の規定による中止の請求は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、本人であることを明らかにして所定の個人情報訂正等請求書により行うものとする。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって本人の写真をちよう付したもの又は外国人登録証明書を提示すること

(2) 成年者が前号の文書を提示して、当該請求をしようとする者が本人であることを保証する書面を添付すること

3 センターは、前2項の請求書を受理したときは、所定の受理書を交付するものとする。

(調査等)

第17条 センターは、第12条から第14条までの規定により個人情報の訂正、削除、又は中止の請求を受けたときは、遅滞なく調査、決定を行い、その結果を請求した者に通知するものとする。

(請求に対する決定期間)

第18条 センターは、第16条第1項又は第2項の請求書を受理した日の翌日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、訂正、削除又は中止（以下「訂正等」という。）の請求にあっては30日以内に、当該請求に対する決定を行うものとする。

2 正当な理由により前項に規定する期間内に請求に対する決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、センターは、延長する期間を所定の個人情報期間延長通知書により当該請求をした者に対し通知するものとする。

(開示請求に対する決定)

第19条 センターは、開示請求に係る個人情報について決定したときは、所定の個人情報開示決定通知書又は個人情報不開示決定通知書によりその旨を通知するものとする。

2 センターは、開示しないことを決定した個人情報が、期間の経過により第11条第3項各号に掲げる個人情報に該当しなくなることが明らかであるときは、その時期を前項の個人情報不開示決定通知書に記載するものとする。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、前条第1項の個人情報開示決定通知書により指定した日時及び場所において、当該通知書及び第16条第3項の受理証を提示した者に対して行うものとする。

2 センターは、開示請求に係る個人情報が第11条第3項各号に該当する部分とその他の部分から成る場合で、これらの部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分割できるときは、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて開示するものとする。

3 センターは、開示請求に係る個人情報を直接開示することにより、当該個人情報が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由がある

ときは、当該個人情報を複写したもの（磁気テープその他これに類するものについては、これから出力又は採録したもの）により開示するものとする。

4 センターは、開示に際し、当該請求をした者に開示の内容が正確に伝達できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（訂正等の実施）

第21条 センターは、第17条の規定に基づいて個人情報の訂正等を行うことを決定したときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報ファイルの記録）

第22条 センターは、一定の業務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合体（以下「個人情報ファイル」という。）を継続して保有（自らの業務の目的達成の用に供するための個人情報ファイルの作成又は取得及び維持管理をいい、個人情報の処理の全部又は一部を他に委託してする場合を含む。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を所定の個人情報ファイル記録票に記録するものとする。これらの事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 個人情報ファイルへの記録項目
- (4) 保有開始年月日又は変更年月日
- (5) 個人情報の記録の形態
- (6) 電子計算機の利用の有無
- (7) 対象とする個人の範囲
- (8) 個人情報の収集方法
- (9) 経常的提供先
- (10) 開示の可否
- (11) その他の事項

（個人情報ファイルの閲覧）

第23条 センターは、次の各号に掲げる文書についての閲覧簿を備え、市民の閲覧に供するものとする。

- (1) 個人情報ファイル記録票
- (2) 個人情報収集等禁止事項収集決定票
- (3) 個人情報本人以外収集決定票
- (4) 個人情報目的外利用決定票
- (5) 個人情報外部提供決定票
- (6) 個人情報不開示決定票
- (7) その他別に定めるもの

（苦情の申出）

第24条 市民は、センターが自己の個人情報の収集等について、法令に違反し、又は不当な取扱いをしていると認めるときは、センターに対し苦情の申出をすることができる。

2 センターは、前項の規定により苦情の申出があったときは、理事会総務委員会に報告するとともに、速やかにその内容を調査し、当該申出に正当な理由があると認め

るときは、必要な是正措置を講ずるものとする。

(運営状況の公表)

第25条 センターは、次の各号に掲げる事項について、必要の都度理事会総務委員会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

- (1) 開示、訂正、削除、中止の請求の状況
- (2) 請求に対する決定の状況
- (3) 苦情の申出の状況
- (4) その他必要な事項

(市長の意見)

第26条 センターは、この規程の運用に関し、必要があると認めるときは、市長に意見を求めることができるものとする。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、理事長において決定する。

附 則

この規程は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、2016年（平成28年）1月1日から施行する。